在瀋陽日本国総領事館
郵編:110003　住所:瀋陽市和平区十四緯路50号
電話:(国番号86－)(0)24－2322－7490
HP: http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/index.htm

安全の手引き

～遼寧省、吉林省、黒龍江省に滞在する皆さま へ～

この「安全の手引き」は、遼寧省、吉林省及び黒龍江省に在留される皆様や、業務・留学・旅行等で当地を来訪される皆様の安全上のご参考のために作成したものです。皆様の防犯対策の一助としてご活用頂ければ幸いです。

2021 年 2 月

目　次

Ⅰ　基本的心構えと対応
1　≪重要≫自分の身は自分で守る …… 2
2　予防・万全な準備を心がける …… 2
3　海外旅行（赴任）保険に加入する …… 2
4　≪重要≫安全のための基本原則 …… 3
5　中国文化、歴史への理解 …… 3
6　住居（滞在先）の安全対策 …… 4
7　安全に関する情報収集 …… 4
8　≪重要≫在留届（変更届、帰国・転出届）の提出とたびレジの登録 …… 4
9　メール配信サービス（メールマガジン）の登録 …… 5
10　心身の健康管理に留意する …… 5

Ⅱ　防犯・安全のための具体的注意事項
1　一般治安情勢 …… 6
2　邦人関連の犯罪 …… 6
3　基本的な法律知識 …… 7
4　外国人が注意すべき活動 …… 8
5　防犯・安全対策 …… 9
（1）屋外における防犯対策 …… 9
（2）屋内における防犯対策 …… 10
（3）交通事情と事故対策 …… 10
（4）タクシー利用時における注意点 …… 10
（5）配車アプリ利用時における注意点 …… 11
（6）飲食店、カラオケ店、マッサージ店でのトラブル（不当高額請求、売春） …… 11
（7）規制薬物（覚せい剤、大麻、ヘロイン等）に関する犯罪 …… 12
（8）カード、モバイル決済時の注意点 …… 12
（9）誘拐対策 …… 12
（10）感染症対策 …… 13

Ⅲ　緊急事態への対応
1　≪重要≫緊急事態における対応 …… 15
2　緊急事態発生時における当館の対応 …… 15
3　日本政府から退避勧告があった場合 …… 15
4　緊急時の中国語 …… 17
5　東北三省（大連市を除く）の緊急時連絡先 …… 18
6　一般的な緊急時備蓄品リスト …… 19

Ⅰ　基本的心構えと対応

中国に滞在中の日本人が事件・事故にあった場合、先ず責任をもって対応するのは中国側の関係当局であり、捜査も含め中国の主権のもとに処理されます。

この場合、在外公館である瀋陽総領事館としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行ないますが、日本の主権が直接及ばない外国の地ですから、自ずとできることに限りがあります。

そのため事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめることが重要であり、日頃から次のことを心がけてください。

1　自分の身は自分で守る

≪重要≫自分の身は自分で守る（セルフ・ディフェンス）

日本とは事情が異なる海外であることを十分認識して、自分（及び自分の家族）の安全は自分自身で守る、という強い心構えが重要です。

特に中国は日本と同じ漢字文化圏の国であり、東京から片道3時間前後で往来できる気軽さがあるためか、日本から中国を訪れる方の中には、外国にいるという意識が希薄であったり、あるいは日本で過ごしている時と同じ感覚のままであったりする方がいます。

日本国内での事件・事故の処理や対応ぶりと同じレベルのものが当然得られるかのような錯覚に陥っていると、何らかのトラブルに巻き込まれたときに適切な対応が出来ず、「日本ではちゃんとやってくれるのに、中国ではどうしてダメなんだ！」等、不満を募らせるばかりで、さらに事態を悪化させてしまう恐れがあります。

中国に限ったことではありませんが、海外へ赴く際には、その国の法制度、文化的背景、風俗習慣等のすべてが日本とは異なること、また、特に日中間には過去の歴史等敏感な問題があることも強く認識し、トラブルに巻き込まれないように十分注意することが、最も基本的な安全対策です。

2　予防・万全な準備を心がける

事件・事故・災害などの予防に努めることが最大の危機管理です。予防により避けられる危険もあります。常に最悪の事態を想定し、予防のために、必要な物品・経費は惜しまず、十分な情報収集を行うなど万全に準備するよう心がけましょう。

3　海外旅行（赴任）保険に加入する

中国での生活において、思わぬ事故に遭遇する可能性が決してないとは言えません。もし事故に巻き込まれ、医療機関にかかった場合、高額な治療費が請求されるケースも珍しくありません。また、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円の費用が必要になります。不測の事態が発

生した場合に備え、海外旅行保険や海外赴任保険に加入することをお勧めします。
　なお、クレジットカードには海外旅行保険特約のついたものがありますが、保険適用期間、疾病・事故等の原因による適用基準サービス等の範囲はカードにより様々ですので、保険内容を事前に十分に確認しておく必要があります。

4　安全のための基本原則

≪重要≫　セルフディフェンスの基本3原則

（1）　目立たない　（2）行動を予知されない　（3）用心を怠らない

（1）目立たない
　必要以上に華美な服装・装飾品をつける、現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る、公共の場などで大きな声で現地の批判を行う等は控える。
（2）行動を予知されない
　行動のパターン化（通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化）を避けるよう心掛ける。
（3）用心を怠らない
　現地の治安状況は急に変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締め、常に用心を怠らない。

5　中国文化、歴史への理解

　当地は、歴史的背景もあり、日本に対する感情や見方には種々複雑なものがあります。日本と中国では社会体制が異なり、生活、文化、習慣も異なるということを念頭に置き、相互理解に努めていくことが重要です。また、歴史的背景に起因して、例えば日本人が関与した事件・事故が発生した時など、反日感情が中国各地において表面化しかねないことも、常に念頭に置く必要があります。日中関係は改善してはいますが、以下の日中の歴史に由来する日には、些細なことからトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

当地において特に注意を要すると思われる日中の主な日
　5月　4日　五・四運動記念日（中国）
　6月　5日　重慶爆撃発生日（中国）
　7月　7日　盧溝橋事件発生日（中国）
　8月15日　終戦記念日（日本）
　9月　3日　抗日戦争勝利記念日（中国）
　9月10日　尖閣諸島の取得・保有の日（日本）
　9月18日　柳条湖事件（満州事変）発生日（中国）
　12月13日　南京入城の日（中国では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」）

6　住居（滞在先）の安全対策

生活の基盤である住居の安全が確保されなければ、安心して生活することはできません。住居選定にあたり、まずは契約の相手方が信頼できる不動産会社又は大家であるか確認することが肝要です。住まいの管理体制、警備状況、周辺の環境、邦人の入居状況のほか、電気、ガス、水道等のインフラ設置状況・保守状況等についてもよくチェックして選定を行い、入居後も引き続き安全確保に努めてください。

また、旅行者の方も、まず安全な滞在先（ホテル）を選ぶことが肝要です。安全性の高いホテルは当然のことながら宿泊代も高くなりますが、安全を優先せず、経費を安く済ませようとしたことによって、結果的に犯罪に巻き込まれ、かえって高くつくことになる場合があります。

7　安全に関する情報収集

安全に関する情報収集は、海外生活では欠かすことのできない安全対策です。日頃から、新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのニュースに関心を払い、積極的に情報を収集するとともに、得た情報は互いに共有するという意識が必要です。

特に、中国の法律に関する情報収集は重要で、「軍事施設保保護法」や「反スパイ法」など日本人にはあまりなじみのない法律もあります（Ⅱ「3　基本的な法律知識」参照）。日本で普段行っている行為が中国では法律違反となってしまうこともありますので、「日本ではこうだから、中国でも同じだろう」といった先入観や思い込みは捨て、ゼロから知るという気持ちで情報収集にあたることが重要です。

また、信頼できる中国人の友人を作ることも有効な情報収集の方法の1つですが、言葉がわからないからといって、現地の人にすべてを任せるべきではありません。常に自分の身は自分で守るという意識をもって行動してください。

8　在留届（変更届、帰国・転出届）の提出とたびレジの登録

在留届の提出は、海外で生活する上で非常に重要です。海外で事件・事故・災害等の緊急事態が発生した場合、現地の日本国大使館・総領事館・領事事務所は在留届を基に皆様の安否確認や各種支援活動を行います。令和2年に新型コロナウイルス蔓延により中国全土が非常時となった際にも、領事館は実際に在留届の登録を基に在留邦人の把握や連絡を行っています。緊急事態発生時に速やかに連絡が取れるよう、在留届提出の励行をお願いします。

また、住所や電話番号等が変更となった場合は「変更届」を、帰国や当館管轄区域外へ転出された場合は「帰国・転出届」を必ず提出してください。なお、大連市に滞在される方は同市を管轄する大連領事事務所宛てに在留届を提出してください。

≪重要≫　在留届・たびレジ

旅券法第16条の規定により、3か月以上海外に滞在する場合は、「在留届」を管轄する在外公館に提出していただく必要があります。これは、緊急時の連絡のほか、旅券の更新、各種証明書の発給のための基礎資料となるものです。

また、3ヶ月未満の滞在の場合でも、「たびレジ」に登録いただくことにより、在外公館からの緊急通報等を携帯電話等で受信できるようになります。旅行や出張の際には、ぜひこちらもご活用ください。

〇在留届の提出について、詳しくは当館HPからご確認ください。

http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#zairyutodoke

〇在留届・たびレジの手続はインターネット上からも行っていただくことができます。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/

9　メール配信サービス（メールマガジン）の登録

当館では、東北三省に在留届を提出できない方及びご希望の方に対し、当地の生活安全情報に関するメール配信サービスを実施しています。次の URL からご登録いただきますと、緊急時に当館から必要な情報提供を受けることができますのでご活用ください。大連市の情報は、大連領事事務所が管轄となりますので、必要な場合は大連領事事務所のメールマガジンにご登録ください。

なお、在留届を提出されている方へは、メールマガジンの登録がなくても、生活安全情報及び緊急時の情報が配信されます。

当館メールマガジンの登録

https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shenyang_cn.html

10　心身の健康管理に留意する

日本との生活環境や習慣の異なる海外での生活は、長期間にわたる緊張を余儀なくされる場合も多いため、精神面、肉体面での自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早めに必要なチェックを受けてください。

Ⅱ　防犯・安全のための具体的注意事項

1　一般治安情勢

東北三省は比較的治安が良好といわれていますが、置き引き・スリといった窃盗事件及び住居や会社事務所などへの侵入盗難事件、車上荒らし、インターネットを利用した詐欺等の一般犯罪は日常的に発生しており、中には殺人事件や傷害事件など凶悪犯罪の発生も報じられています。

交通事情に関しては、自動車の急増に対し、交通安全教育や設備などの遅れが目立ち、交通事故が多発しています。バス・タクシーや自転車の利用者及び歩行者は、自分の命は自分で守るという自覚を持ち、常に注意を払ってください。

2　邦人関連の犯罪

邦人の被害は、そのほとんどが置き引き・スリ等による窃盗被害です。バッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたがつい目を離してしまった、あるいは他に気をとられていたなどちょっとした不注意が原因で何者かに持ち去られてしまうといった被害が発生しています。

更には、刃物を使用したスリ被害や、複数人による集団窃盗も報告されており、スリ・窃盗が強盗等凶悪犯罪に発展する危険性もあります。このほか、経済トラブルによる軟禁・暴行、タクシー運転手との料金トラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。犯罪被害の際は、直ちに公安局に届け出てください。

また、邦人が当事者となる事件も発生しています。麻薬の不法所持や密輸容疑、ビザ（査証）・居留証の期限切れのため処分を受けるといった事例です。マッサージ店などでの売春行為も中国では違法となります。

その他、「中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物や記憶媒体」や二胡は持ち込み・持ち出しの禁制品となっており、税関で没収されるといった報告も届いています。

更に近年では、特殊詐欺事件の「かけ子」として日本人が拘留される事案が発生しています。特殊詐欺グループはインターネット等を通じ、「海外で短期間で高収入が得られる」といった誘い文句で、若者を中心に勧誘を行っています。短期間で多額の報酬を得られるような仕事は海外でも通常はないことを十分認識し、犯罪の加害者になることがないよう、慎重に判断してください。

当館に報告があった被害・加害事例

○繁華街や観光名所、バスや地下鉄の中などで、人込みに紛れてバッグ内から財布や旅券（パスポート）を抜き取られたという、置き引き・スリ事案。

○就寝時に自宅に侵入され、腕時計等貴金属を盗まれた事例。

○路上駐車した車の助手席に置いておいたバッグが持ち去られ、結果、旅券を紛失した事例。

○カード会社の職員と名乗る人物からの電話に従って行動した結果、金銭を詐取された事例。

○夜間、盛り場でのトラブルが起因となる傷害事件。

○現地の知人に預けた貴重品・旅券等をすべて持ち去られたもしくは紛失された事例。
○査証の目的に合わない不法滞在であるとして、現地公安局により強制送還となった事例。
○売買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）により拘留・罰金を科された事例。
○中国企業とのビジネストラブルにより軟禁された事例。
○中国への持ち込み・持ち出し禁止品（ex.象牙、二胡、骨董品など）を携帯していたことにより、空港税関で身柄を拘束された事例。
○中国の政治・文化に有害な印刷物を所持していたため、税関で没収となった事例。
○特殊詐欺グループの「かけ子」として拘束された事例。

3　基本的な法律知識

海外で生活するにあたり、滞在国の法律についてある程度の知識が必要となります。以下は外国人が注意すべき中国の法律を一部抜粋したものであり、実際にこれらの法律に抵触したがために拘束されるなどの事案が発生しています。「法律を知らなかった」というのは抗弁にならず、日頃から生活や仕事に関連する法律や法律知識を身につけるよう心がけてください。なお、各法律の詳細については中国側各担当部署にお問い合わせください。

（1）旅券・居留証の携帯義務：中華人民共和国出境入境管理法

①中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は、必ず旅券又は国際旅行証もしくは停留・居留許可証を携帯し、公安機関の検査に備えなければならない。（法第38条）

②（①の違反に対しては）警告を与え、2，000人民元以下の罰金を科すことができる。（法第76条）

（2）臨時宿泊先の登記：中華人民共和国出境入境管理法

①外国人が中国国内でホテルに宿泊する場合は、ホテルは規定に基づき、宿泊登記手続を行わなければならない。外国人がホテル以外の住所に居住もしくは宿泊する場合は、入居（チェックイン）後24時間以内に本人もしくは宿泊先の者が、（管轄の派出所に）登記手続を行わなければならない。（法第39条）

②（①に違反した場合は）警告を与え、2，000人民元以下の罰金を科すことができる。（法第76条）

（3）不法滞在：中華人民共和国出境入境管理法、同国外国人入境出境管理条例

①以下に挙げる状況が外国人の不法滞在にあたる。（条例第25条）

ア　ビザ、停留・居留許可で規定された期限を超えて停留・居留している場合
イ　ビザ免除で入国した外国人がビザ免除期限を超えて滞在し、かつ停留・居留許可手続を行っていない場合
ウ　規定された停留・居留区域を越えて活動した場合
エ　その他

②不法に滞在した場合は、警告を与え、違反の程度が著しい場合は、不法滞在1日につき500元、総額1万元未満の罰金もしくは15日以下の拘留を科す。（法第78条）

(4)人民元及び外貨の持込・持出制限：外貨現金携帯持込持出管理暫定規定等

①5，000米ドル相当以上の外貨を中国に持ち込む場合には、税関に申告する必要がある。

②中国国外への外貨の持ち出しの上限は5，000米ドル相当であり、規定された額以上の外貨を持ち出す場合には、銀行で外貨持出許可手続を行い、税関に提出する必要がある。

③人民元の持込持出の上限額は20，000元である。
規定に違反した場合は、行政処分を科し、処分手続完了後に出入国を許可する。

(5)「軍事禁区」、「軍事管理区」への立入禁止：軍事施設保護法

①軍事禁区と軍事管理区には（その区域が一般人にも軍事施設だとわかるよう、）規定に基づいた標識を設置する。（法第9条）

②以下の行為の1つをした者は、「中華人民共和国治安管理処罰法」第23条の処罰規定を適用する。（法第43条一部）

ア　軍事禁区や軍事管理区に違法に進入し、制止を聞かなかった者。

イ　軍事禁区や軍事管理区に対し、撮影・録音・偵察・測量・描画・記述を違法に行い、制止を聞かなかった者。

4　外国人が注意すべき活動

中国では、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法（中国語で「測絵法」）等に基づき、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、場合によっては長時間拘留された上、刑事罰を科されるおそれがあります。

例えば、中国の「軍事施設（軍事管理区）」は日本人が通常思いつく者よりも範囲が広く、ダムや鉄道橋といったインフラや刑務所等の公安関連施設、人民解放軍が運営する病院や退役軍人のための住宅も含まれ、不用意に近づいたり写真撮影を行ったりすると、「軍事施設保護法」違反になりかねません。また、外国人が無許可のまま国土調査や統計調査を行うことも禁止されています。大規模な集会を開催する際にも、公安への届け出が必要となっているので注意が必要です。

「国家安全に危害を与える」とされる行為は必ずしも明確ではありませんが、「国家機密」の窃盗をはじめ、様々な行為が取締りの対象とされる可能性があるので、疑われないよう注意するとともに、日本との体制・制度の違いについても、十分に理解することが必要です。

実際に中国国内で法人が遭遇した思わぬトラブル例

○「軍事施設保護法」関連違反とされたケース

旅順（大連市旅順口区）で軍艦のような船が停泊しているのを、写真に収めたりしつつ、市街地を散策していたところ、公安警察に呼び止められ、そのまま身柄を拘束されて長時間事情聴取を受けるとともに、写真データを没収され、罰金の支払いと即時立ち退きを命じられた。

○「測量法」違反とされたケース

GPS を用いて中露国境に近い辺境地域を旅行していたところ、国土資源局に身柄を拘束され、長期間取調べを受けた後、GPS 機器や地図等を没収されたほか、罰金数万元の支払いと強制退去を命じられた。

○「中国国家文物保護法」に抵触する恐れがあるとされたケース

考古学研究のため、中国関係機関と調整の上、博物館や遺跡の見学を行っていたところ、国務院の許可を得ずに見学を行ったとして文化市場総合執法支隊に身柄を数日間拘束され、長時間の取調べを受けた。最終的には無罪放免となったが、カメラ内のメモリーデータやメモが没収された。

5 防犯・安全対策

犯罪被害に遭わないための決定的な対策はありませんが、セルフ・ディフェンスの基本3原則（目立たない・行動を予知されない・用心を怠らない）を念頭に、次の一般的対策を十分認識して防犯に努めることが重要です。

(1) 屋外における防犯対策

① 多額の現金を所持していると思わせない

必要以上に華美な服装、装飾品や言動は慎むことが賢明です。多額の現金を携帯していると思われることは危険なことだと認識してください。また、日本人は不用意に財布の中身を他人に見せてしまう傾向があるので、会計の際など、特に注意してください。

② 貴重品の入ったバッグ類は自身で身につけて所持する

バスや地下鉄、タクシー等を利用する際はバッグを前に抱えて持ち、飲食店での食事の際も前に抱えて持つか、目の届くところに置き貴重品は必ず身につけてください。

③ 自家用車を離れる時にはドアをロックし窓を閉め、車内にバッグ等を放置しない

やむを得ず車内にバッグ等を残す場合には、外から見えないトランク等に入れてください。

④ 見知らぬ人から声をかけられても相手にしない

麻薬・覚醒剤、ワイセツ物品、骨董品らしきものの購入をすすめられることもあり得ます。

⑤ 夜間・人通りの少ない道や1人での行動は避ける

外出の際には家族や友人等に行き先を知らせ、一人での行動はなるべく避けてください。

⑥ 身体生命の安全を最優先にする

不幸にも強盗の被害に遭遇した場合には、身体生命の安全を最優先にし、抵抗したり、犯人を追跡したりしないでください。

(2)屋内における防犯対策

① 住居及び職場の管理・警備体制の確認

警報装置・防火装置・非常階段・監視カメラ等が備わっているか、またその使い方を知っているか等、常に意識することが基本です。

② 施錠を怠らない

外出時はもちろん、在宅時も内鍵とドアチェーンをかけてください。また、戸締まりを使用人等の他人任せにしないことも重要です。

③ 必ず相手を確認してからドアを開ける

相手を確認してからドアを開ける習慣をつけてください。

④ 夜間の外出時には明かりの一部をつけたままにすることも効果的

⑤ 住居の修理・工事にはできるだけ立ち会う

⑥ 現金・貴重品は住居の中でも必ず鍵のかかる場所で保管する

⑦ 鍵を紛失した場合は速やかに新しい鍵に交換する

(3)交通事情と事故対策

当地では自動車が急増している反面、道路の整備不良、信号機の未設置等ハード面の問題に加え、信号無視、歩道走行、無理な追い越し、逆走等、交通安全マナーのソフト面にも遅れがみられ、大小様々な事故が発生しています。

① 前後左右の車両確認等を充分に行う

車両が右側通行である等、日本と異なる交通規則も多いので、自動車や自転車の運転や、歩行時においては前後左右の車両確認等を充分に行ってください。最近では音もなく、信号や進行方向もかまわず歩道をもスピードを出して疾走する電動自転車等が多く気をつけてください。

② 赤信号でも右折可能な交差点が大半

日本と異なり、赤信号でも右折可能な交差点が大半です。横断歩道を渡る際には注意が必要です。

③ 日本的な「譲り合いの精神」を期待しない

「大丈夫だろう」という過信が事故に巻き込まれる最大の要因です。

④ スピードを出しすぎない

自分で車を運転する場合には、とにかくスピードを出しすぎないことが肝要です。自動車や歩行者の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車両の急停止、急な進路変更も当たり前ですので、運転には細心の注意が求められます。

(4)タクシー利用時における注意点

① 運転手以外の人間が乗車しているタクシーに乗らない・乗せない

知らない場所へ連れていかれて金品を奪われた上、その場に放置されたり、目的地への道のりが遠回りになり支払いのトラブルなったりする可能性があります。

また、当地では相乗りが一般的に行われていますが、どの客がいくら支払うかなど、言葉の問題もあってトラブルになりやすいので、相乗りになっているタクシーの利用は避けた方が無難です。

② 助手席に座らない

③ 料金メーターが倒されているか確認する

空港等のタクシー乗り場等で声をかけてくる所謂「白タク」も存在します。トラブルの元となりますので、乗車しないでください。

④ 所持品を手元から放さない

降車時には落とし物をしていないか車内を確認してください。ポケットから旅券（パスポート）、携帯電話、財布等を落としていることがあります。

⑤ トランクの荷物は下ろしてから料金を払う

降車時は支払いに気を取られ、車内やトランクに荷物を忘れることが多いので注意が必要です。

⑥ 領収書をもらう

車内での忘れ物やトラブル等が発生した場合に、領収書から会社名・車番を特定することができますのでできるだけ受け取るよう心がけてください。

タクシー関係でトラブルが生じた際の主な問い合わせ先

○出祖車乗客投訴中心（瀋陽市）：12345-1-3（自動音声案内）
○出租車乗客失物招領中心（瀋陽市）：024-96123-3
○出租車乗客投訴和失物招領中心（長春市）：0431-12345（自動音声案内）
○出租車乗客投訴和失物招領中心（長春市）：0431-8769-1234
○出租車乗客投訴招領中心（ハルビン市）：0451-12345（自動音声案内）
○出租車乗客失物招領中心（ハルビン市）：0451-8211-9002

（5）配車アプリ利用時における注意点

配車アプリを利用した乗客が運転手に殺害されたり強姦されたりする事件が発生しています。配車アプリを利用する際には、正規の会社のアプリを使用し、運転手に不審な動きがあった場合には、アプリ上の「安全中心」ボタン及び「一鍵報警」を押し、すぐに警察に通報してください。また、できるだけ複数で乗車する等の安全対策を講じ、アプリ上に表示された車のナンバーとは異なる車が来た場合は、決して乗車しないようにしてください。

（6）飲食店、カラオケ店、マッサージ店でのトラブル（不当高額請求、売春）

路上で客引きに誘われ、飲食店やカラオケ店、マッサージ店について行ったところ、高額な代金を請求される「不当高額請求」被害が発生しています。日本語や片言の英語で声をかけられること

も多く、支払いを拒否すると、暴行を加えられるケースなどもあります。路上での客引きや見知らぬ人からの誘いには、安易について行くことのないよう注意してください。

また、マッサージ店やカラオケ店で売春行為を誘う店もありますが、中国では売春は違法にあたります。「治安管理処罰法」の適用を受け、処罰の対象となります。更には、国外退去処分となり、数年間入国禁止となるケースもあります。性的サービスを提供する店には行かない、売春行為を誘われてもはっきりと断ることが肝要です。

(7)規制薬物(覚せい剤、大麻、ヘロイン等)に関する犯罪

中国では、薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。実際に日本人が逮捕され、死刑が執行された事例もあります。薬物の使用や売買に関わらないのはもちろんのこと、中身の分からない物品・荷物を安易に預かるなど知らないうちに「運び屋」として利用されないよう、注意することも必要です。

(8)カード、モバイル決済時の注意点

キャッシュカードやクレジットカードのスキミング、悪用等の被害が発生しています。カードを利用する際は、面前で決済し、暗証番号は絶対に他人に見られないようにしてください。また、カード利用後に利用額を通知するメールを活用したり、アプリにて残高を確認したりするなど、予防策を講じることも有効です。

また、中国ではスマートフォンの普及とともに、ALIPAY や WeChatPay 等の決済アプリを利用したモバイル決済が急速に広まり、キャッシュレス化が進展しています。モバイル決済は大変便利ではありますが、決済 QR コードを他人に読み取られるなどの被害も発生していますので、利用の際は周囲に注意するよう心がけてください。

(9)誘拐対策

誘拐被害は何らかの問題が原因となるケースが多いといわれています。また、華美な生活等で狙われたり、単なる妬みや恨みから誘拐されたりするということもあります。誘拐は一般的に目的にあった人物を選び、実行のための下調べを行い、計画に基づき拉致監禁する等、入念に準備された一定の手順で実行されますが、中国の場合は生活困窮による衝動的とも思われる誘拐、または身柄拘禁等も生じているとみられ、これらの予防のためには前述の「セルフ・ディフェンス(目立たない・行動を予知されない・用心を怠らない)」の原則を習慣化して行動することが重要です。

万が一、事件が発生した場合には、次の事項を整理して勤務先や家族、当館へも通報し、緊密な連携の下に対応するとともに、事件の性格を考慮して情報は外部に漏れないように慎重に対処してください。

当館を含む我が国の在外公館は、事件解決の一義的責任を持つ現地政府の主権を尊重しつつ、邦人保護の立場から人質の安全救出のため最大限の努力をします。

事件が発生した場合の確認事項

①真に誘拐であるのか
　該当者の所在確認が重要。
②誘拐または拉致された場所・時間の確認
③犯人はどのような者か
　単独か複数かなど。
④犯人の要求は何か（可能であれば録音）
⑤事実関係の詳細な確認
　誤報の可能性があることを前提に、注意して確認する。

（10）感染症対策

2019年12月の新型コロナウイルス感染症の発生をはじめ、東北三省でも多数の感染者が出ています。また、2017年には鳥インフルエンザ（H7N9）が発生しており、ヒト感染例も報告されています。結核・エイズ・肝炎・狂犬病・梅毒・手足口病などの感染症も慢性的に生じており、例年死者も確認されているところです。

当地医療機関ではスムーズに予防接種を受けられないことも見込まれますので、渡航前には日本の医療機関にて相談の上、必要な予防接種を受けてから渡航するようにしてください。また、当地では不用意に鳥や家畜に近寄ったりせず、手洗い・うがい等を励行し、衛生管理に十分に注意してください。なお、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについては次項を参照ください。

新型コロナウイルス感染症については、訪問地・滞在地の感染状況は日々変わっていくことがあり、地方政府が感染防止対策や以下のような管理規制措置を随時発表・実施することがありますので滞在地・訪問地の最新の感染情報と関連する管理規制措置に関してご自身でご確認、ご注意ください。

・中国訪問フライト搭乗前の PCR 検査、抗体検査と証明書の取得
・指定アプリ（健康コード(緑)、行程コード等）提示による旅行・滞在履歴の確認
・海外からの入国者・中国国内の感染地域（中リスク・高リスク地域）からの来訪者に対する
　14日間（又はそれ以上）の指定施設での集中隔離と PCR 検査、血液抗体検査の実施
・感染者発生地域(中リスク、高リスク地域等)からの移動禁止と封鎖管理
・感染発生地域から周辺地域への移動自粛、出発72時間前の PCR(陰性)証明書携行
・濃厚接触者、発熱等の有症状者に対する隔離・検査指示
・有症・無症状感染者に対する強制入院・治療措置

2021年2月時点では、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについては、中国国内では2種類（国薬集団（シノファーム）北京研究所、北京科興（シノバック））の不活性化ワクチンが条件付きで承認され、一部接種が始まっています。一方、当地の中国地方政府からは非正規のルートで流通するワクチンの接種は控えるよう注意喚起もでており、今後ワクチン接種の案内が来た場合はどのようなワクチンかご自身で十分にご確認・検討された上での対応をおすすめします。

新型コロナウイルスワクチンについては，今後状況が変化していく可能性が高く，最新の状況についてはご自身で国家衛生健康委員会のホームページなどを活用してご確認ください。

当館では、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、当地での感染症の動向等についてホームページ等でお知らせしているほか、以下のサイトからも確認することができますのでご活用ください。

海外における感染症情報

○厚生労働省検疫所ホームページ　～海外で安全に過ごすために～
http://www.forth.go.jp/index.html

○外務省　海外安全ホームページ　－感染症関連情報－
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

○当館「新型コロナウイルス」特設ホームページ
https://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000211.htm

○国家衛生健康委員会ホームページ（中国語）
http://www.nhc.gov.cn/

Ⅲ　緊急事態への対応

緊急事態とは、不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件・事故、反日デモ等の各種デモ、国際テロ、および感染症の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。海外で生活する場合でも、いつ何時、緊急事態が発生するとも限らないという認識を持ち、「備えあれば憂いなし」の心構えで緊急事態が発生した場合の対応を日頃から準備（携行品及び非常用物資の調達、情報の収集、国外退避の想定など）しておく必要があります。

1　緊急事態における対応

≪重要≫緊急事態における対応

このような事態となった場合、又は発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動することが重要です。

2　緊急事態発生時における当館の対応

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合は、当館では館長（総領事）を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うことになっています。具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援などを行います。こうした対応は、外務省や近隣の在外公館との連携のもとで実施します。

このような対応を円滑にするために、以下の点にご留意ください。

①　在留届、帰国（転出）届けの提出

総領事館は在留届をもとに、皆様の所在地、緊急連絡先を確認して安否確認や各種支援を行います。詳しくは、Ⅰ-8「在留届（変更届、帰国・転出届）の提出とたびレジの登録」をご確認ください。

②　緊急時備蓄品の準備を怠らない

緊急事態に備えて、食料品、医薬品等を最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。詳しくは、Ⅲ-8「一般的な緊急時備蓄品リスト」をご確認ください。

3　日本政府から退避勧告があった場合

日本政府から退避勧告があった場合は、これに従って速やかに退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として一般商用機が運行されている間に退避勧告を発出しますので、一般商用機で退避するよう努めてください。また、事態が更に逼迫して、当館から退避又は引き揚げのために集結する連絡があった場合は、通知された集結場所に集合してください。

外務省の「海外安全情報」について

外務省は、各国・地域の治安状況や感染症流行状況について、それぞれの情勢に応じて4段階の具体的な文章表記で示しています。

「レベル1：十分注意してください」

「レベル2：不要不急の渡航はやめてください」

「レベル3:渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」

各国・地域の詳細や、スマートフォン向け専用アプリのダウンロードは、以下のURLよりご確認ください。

○外務省　海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html

○スマートフォン向け「外務省　海外安全アプリ」のダウンロード

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

4 緊急時の中国語　※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください

緊急時の中国語　※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください

○私は日本人です。(氏名は)＿＿＿＿＿といいます。

我是日本人,叫＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

○私を＿＿＿＿に連れて行ってください。

请送我到＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

○助けて！

救命！

○警察／救急車を呼んでください！

请帮我叫警察！(请帮我报警！)／请帮我叫救护车！

○＿＿＿＿に電話をかけてください。

请拨打电话给＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

○(旅券・現金・クレジットカード)　を無くしました。

我丢了 护照 ・ 现金 ・ 信用卡。 ※該当する物に✔をつけてください。

○ (頭 ・ 心臓 ・お腹) が痛いです。

头 ・ 心脏 ・ 肚子 痛！ ※痛む身体の部位を指しても使えます。

5　東北三省（大連市を除く）の緊急時連絡先

犯罪被害に遭ったり、所持品を紛失してしまったりした時には、速やかに現地公安局に届け出るとともに、勤務先関係者や当館にも連絡し相談してください。

パスポート盗難・紛失の場合は、公安局出入境管理処に届け出て、証明書の発行を受けた後、当館でパスポートの再発給もしくは帰国のための渡航書の発給が必要となります。なお、パスポート・居留許可といった身分関係書類などは、万一に備え予めコピーをとっておくと便利です。

以下は、当地の警察・消防・救急車・病院・医療アシスタンス会社の連絡先の一部です。この他にも在中国在外公館等の連絡先を当館ホームページ（随時更新）にまとめてありますので、詳細はそちらでご確認ください。

機関名	電話番号	所在地
在瀋陽日本国総領事館	024-2322-7490	瀋陽市和平区十四緯路50号
警察（交通事故の場合）	110(122)	
消防	119	
救急車　※乗車は有料です	120	
瀋陽市公安局出入境管理局	024-8689-7952 024-8689-8710	瀋陽市皇姑区北陵大街 47 号
長春市公安局出入境管理局	0431-8890-8478	長春市経済技術開発区沿河街 6888 号
ハルビン市公安局出入境管理局	0451-8766-1130	ハルビン市道里区工程街 2 号
中国医科大学附属第一医院	961200（代表）	瀋陽市和平区南京北街 155 号
中国医科大学付属盛京病院	96615（代表） 181-0249-6615（24 時間）	瀋陽市和平区三好街 36 号
東北国際医院	024－6236－1111（24 時間）	瀋陽市渾南区天賜街2号
吉林大学第一医院	0431-8878-2222（24 時間） 0431-8878-3511（外国人診察）	長春市新民大街 71 号
吉林大学第二医院	0431-8879-6555 0431-8879-6888	長春市南関区自強街 218 号
ハルビン医科大学付属第一医院	0451-8555-6000（代表）	ハルビン市南崗区東大直街 199 号
黒龍江省医院	139-4513-9958（24 時間）	ハルビン市香坊区中山路82号
SSC メディカルサポート （医療アシスタンス会社）	135-1600-8204	瀋陽市大東区滂江街 54 号 （環球医生内）
上海ウェルビー瀋陽事務所 （医療アシスタンス会社）	024-6278-4751	瀋陽市瀋河区小南街 317 号遼寧省金秋医院
株式会社リーベン大連事務所 （医療アシスタンス会社）	+81-22-381-7280 152-4258-1445	大連市中山区友好町105マンハッタンビル A 棟

※上記機関については、日本語が可能な職員が常勤しているとは限りません。

6　一般的な緊急時備蓄品リスト

緊急事態時は、交通機関や医療機関、商業施設等を含めて社会的機能の混乱や麻痺が予想されるため、以下の物品等を最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。

必要物品など	備　考
在留届	管轄の在外公館に提出しているか、記載事項は最新か否か等、定期的に確認。
旅券 （および当地の滞在査証）	残存有効期間の確認及び旅券の最終項の「所持人記入欄」への記載をするとともに、下段に血液型を記入する。
現金・カード等貴重品	現金は家族全員が10日間程度生活できる現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。（ただし、通貨持ち出し制限額に注意してください）
衣類・靴	長袖・長ズボンが賢明。靴は靴底の厚い頑丈な物。
タオル・歯磨き・石けん等	
水	大人1日あたり約3．8リットル。平時の停水時にも有用です。
長期保存可能な食品	
医薬品（生理用品）・マスク	
ラジオ（電池使用）	NHKワールド・ラジオ日本等の短波放送 短波による国際放送の受信方法等については、次のホームページをご確認ください。 https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/
懐中電灯	平時の停電時にも有用です。
電池	ラジオや懐中電灯の予備として。
トイレットペーパー	
ライター・マッチ・ローソク	
ビニールシート	
折りたたみ傘	
紙製の皿・コップ・割り箸	
簡易な調理器具	ナイフや固形燃料のほか、缶切り等があると便利です。
地図	空港・駅・病院・その他避難場所への経路確認のため
帽子・ヘルメット	
粉ミルク・おむつなど	乳幼児がいるご家庭の場合。